第7-1表 昭和21年度予算

(単位:億円)

											\ , F	T . h(x) 1)
							改	定	追	加	最	終
経			常			部		246		45		290
内)	租					税		152		35		187
	専	売り	司 益	金金	受	入		65		13		78
臨			時			部		315		585		900
内)	財	産	税	等	収	入		256		54		311
	公		債	į		金		_		345		345
	借		ス			金				100		100
	前	年 度	剰	余 金	: 受	入				16		16
뒭	芰 .		入		1	t		561		630		1,191
民		生	安	定	ţ	費		63		59		123
内)	食	— 糧 価	格調		- 浦 給			22		43	ĺ	65
経		済	再	· —		費		100		82		183
内)	出	資	及	支	出	金		2		40		42
教		育	文	化		費		13		9		22
同		胞	引	揚		費		78		6		85
終		戦	処	理		費		190		193		383
特	別	住 宅		設 資	材	費		12				12
地	方		与 移		与	金		26				26
国			債			費		50		7		58
金	副	快機	関	補	償	金				210		210
雑						件		21		64		84
国		庫	予	備	Î	金		8		1		7
	荗	出		合		+		561		630		1,191

第3章 占領政策の転換と新財政体制の発足

占領政策を財政と結びつけてみるとき、いくつかの段階に区別できよう。その最も顕著な時期はドッジ・ラインの実施であろうが、そのドッジ・ラインの成功も強力な米国の経済援助があったことによっている。経済援助はドッジ・ライン以前から積極的に進められていたが、それは占領当初からのことではない。占領後かなりの期間、日本の貿易は許されず、政府は自給自足に近い経済運営を前提に経済復興を計画しなければならず、食糧などの緊急輸入を懇請する状況であった。司令部はわが国の経済の自立再建についての責任はないとの態度を示していた。

しかし、21年に入ってから、対日理事会における米ソの対立が明らかになり、さらに22年にはいわゆる冷戦状態になり、米国は欧州の経済援助を積極化して自由陣営の団結強化、経済復興促進を図った。わが国に対しても自由陣営の一員として期待する態度をとり、そのためわが国の経済復興再建に強い関心を示しはじめた。それが終戦当初に示されたきびしい賠償取立ての構想の緩和となり、また経済再建に結びつく経済援助の積極化となった。

このような占領政策の転換がいつから現われたかを明確に示すことは困難である。22年度予算が編成されていたころには、まだ援助の積極化も賠償の緩和も期待できなかったが、22年度中に援助は積極化し、賠償緩和の雰囲気がみられ、23年度には、それまでのガリオア資金による援助に加えてイロア資金による援助が始まり、賠償緩和の方針が明確に打ち出された。そして、わが国の政府においても、インフレ経済の打開による国際経済への仲間入りの期待と努力を持つようになった。このような経済安定への動きのなかで、政府では計画できそうにもない強力な安定計画が、ドッジ公使の指揮によって実行され、わが国の経済は24年度に一挙に安定化したのであった。

そのような意味で、22、23両年度は経済復興再建への道程では、安定へのい

と見ることができよう。

第1節 日本国憲法、財政法の制定

第1節 日本国憲法、財政法の制定 府に対する司令部の態度がすべての点でこのように転換したものとみることは できないが、少なくとも基本の方向はこのような経済再建協力に変わった時期

昭和22年5月に施行された日本国憲法は、それまでの大日本帝国憲法と内容 が大きく変わった。財政の条項についてみれば、財政民主主義、国会中心主義 が徹底した。したがって、旧法のような内閣限りで裁量の許される条項が圧縮 され、財政緊急処分はもとより、いわゆる責任支出といわれた措置も、前年度 予算の施行という便法も認められないことになった。しかし、この新しい憲法 では、租税以外の収入については具体的な規定がなかったので、それらについ ての規定を明らかにする必要があった。また財政民主主義の方針を具体化する 基本法の制定が望まれた。結局、財務の手続としての会計法とは別に、財政法 が作られることになったのである。

財政法の作成については、二つの組織で議が進められた。その一つは、臨時 法制調査会によるものであり、他の一つは、大蔵省による検討である。臨時法 制調査会は、憲法制定に伴う付属法典審議のために、21年7月に設置された が、その第四部で財政法が検討された。調査会では、初めは会計検査院法、国 有財産法も関連審議したが、結局、財政法要綱だけがまとめられ、10月21日に 答申が出された。調査会ではあまり多くの議論は出ず、暫定予算制度の必要と いうことが主要な議論となった。会計年度も一応問題となった。

大蔵省での検討は、従来の会計法を2分して財政法と会計法にし、財政法で 財政運営の基本を定め、会計法に技術的な条項を集めることを目途とした。こ の検討に合わせて、事業特別会計法、国有財産法、会計検査院法も取り上げら れた。財政法、会計法で問題となった事項を示せば、暫定予算、租税徴収制 度、赤字財政、歳入歳出外事項、独立機関、予算の増額修正、継続費、出納制 度等である。調査会同様に大蔵省でも、検討の焦点に暫定予算制度があった。 前年度予算の施行は許されず、21年度予算編成に際しても非常に苦労した事項 であったから、予算の年度内不成立の際の措置は十分に研究をする必要があっ



日本国憲法公布の官報号外



財政法の枢密院回議書

た。憲法審議の段階で金森国務大臣は この点については、自動措置として緊 急予備費の制度を考えていたが、具体 的なものにまでは発展しなかった。大 蔵省では、英仏の方式を参考に国会の 議決を経る形式で暫定の案を立てた が、これも国会が議決をしないときは どうするのかの疑点が残った。参議院 の緊急集会の議決だけで合法かも議論 となった。また租税徴収制度の基本原 則も財政法の中に組み込むべきではな いかとの意見もあったが、財政法は予 算運営を中心にまとめるべきであると の意見に落ち着いた。

一方、予算の性格については、ドッジ・ライン以降の予算の基本点が収支 均衡にあったことから、財政法は均衡 予算の原則を貫くものと一般に理解され、それはかつての赤字財政の反省に よる健全財政主義を示すものだと説明 されるが、大蔵省で財政法案を検討し た過程では、それほど固く考えてはいなかった。むしろ財政運営について弾 力的な扱いを残すことの配慮が大きかった。すなわち、健全財政主義の方針 は第4条から第6条までに一貫して示 されており、公債の発行を原則的には 認めず、公債の積極的な償還規定を作ったが、但し書によって公共事業費等の ための公債発行を認め、また公債発行に際しては日銀引受けによることを禁じ ながら、国会の承認によっては日銀引受発行も許されるとして、公債政策活用 の余地を残した。また複式予算制度の採用も検討されたが、時期尚早というこ とで見送られた。

従来の予算は歳入歳出予算という形で貨幣収支の形をとっていたが、数字だけでは扱い得ない事項についてどうするかが検討され、財政法では予算の本質にかなった決め方ができるようにとの配慮で、予算の概念を広いものに変えた。また、国会優越の基本点を独立機関の予算の取扱いと予算の増額修正の問題で示すことにした。増額修正の問題は、議院内閣制度のもとでは本来必要のないことであるが、国会の権限として増額修正権があるものとの配慮が必要であったから、予算の修正ということで、たとえ減額修正の場合でも、大幅修正の際は国会の議決にかけるべきものとして、増額修正の裏づけをすることにした。それが第29条で予算修正の規定となった。旧法の体制の場合は、予算の減額修正は実行予算を組むことで実現し得たが、新法の場合、内閣限りで減額修正を認めると、国会の増額修正が無意味になるからであった。

継続費の規定が新憲法にないのは、これを禁ずる方針であるとの理解で、財政法ではその方針に従って規定を設けなかった(27年に継続費の規定が加えられた)。出納制度については、予算使用を各省まかせにしたのでは経理に乱れの生じるおそれがあるとの考え方から、小切手認証制度を設け、さらにその主旨を調達制度にまで生かして、各省別にせず一括することも検討されたが、これらは実現にいたらなかった。同様に検討はされたが、実現されなかったのが複式簿記制の採用であった。

これらの新しい制度は、大蔵省において検討ののちに、司令部との交渉で固められていったので、米国の方式が加味されることが多かった。米国式の採用は予算の区別に示されている。組織別の区別を明らかにすることは歳入にまで取り入れられることになったが、その検討は会計制度調査会にゆだねられた。

財政法という基本法の制定であったから、大蔵省では原案作成に慎重を期 し、枢密院の議を経て議会の審議に回したが、両院いずれにおいても特に問題 となることなく、短期間の審議で可決成立した。

第2節 昭和22、23年度予算の諸問題



第55代大蔵大臣 矢野庄太郎

昭和22年度予算は短期間の審議で年度 内に成立して、予算不成立による前年度 予算施行という最悪の事態は回避された が、予算の成立は予算の安定とは結びつ かなかった。もっとも、政府の決めた概 算は重要基本事項の決定を見送ってまと めたものであり、司令部の指示によって 増大した予算案もこれらの事項を組み込 んだものではなかった。したがって、予 算成立後、いずれは補正予算を組まなけ ればならない条件をかかえていた。その 第一が物価問題であった。

21年春に決められた物価体系は、その

後のインフレーションで事実上崩壊し、公務員の給与水準も再三変更された。 それは物価騰貴の追認であった。しかし、物価体系を明確にすることは財政運営のためにも必要であり、経済安定を図るためにも欠くことのできない条件であった。新しい物価体系を定め、それを維持することが財政支出を求めることになった。すなわち、22年7月に決定された新物価体系は、戦前の物価の65倍平均のベルトを作り、その水準で物価を安定させようとしたから、この水準を超える基礎物資には価格差補給金を与えて、この水準にまで引き下げる方式がとられたので、補給金のための補正予算が必要であった。

この物価対策で物価が安定するならば、補正予算の回数を重ねることもなかったが、この物価体系作成の過程にもインフレーションは続き、その後も持続して、事実上安定帯保持の政策によっては物価の安定は保たれなかったので、

第2節 昭和22.23年度予算の諸問題

物価の上昇を追認することになり、それがさらに次の財政措置を求めた。かくて、予算補正の回数は予想外に多くなった。

22年度予算は21年10月から22年1月にかけての物価を基礎に作られていたので、新物価体系の決定によって、公務員の給与水準も1,600円から1,800円に引き上げられ、この改定措置が追加第4、5号となった。そして同第7号が補正の本体であった。この補正で財政規模は当初予算の2倍になった。第6号は人

第7-2表 昭和22年度予算

(単位:億円)

	当 初	補正分	合 計
租税及印紙収入	695	660	1,354
官業及官有財産収入	259	290	549
雑 収 入	142	88	230
公 債 金	49	△ 49	0
前年度剰余金受入	0	9	9
歳 入 計	1,145	998	2,143
重 要 経費計	1,051	960	2,011
内)終戦処理費	270	373	643
賠償 施設 処理費	_ . '	36	36
公 共 事 業 費	. 95	52	147
金融再建補償費	100	△ 100	0
政 府 出 資 金	71	0	71
地方分与税分与金	111	87	197
生活保護費	36	13	49
同胞引揚費	38	1	37
船舶運営会補助	12	21	. 33
国 債 費	82	△ 6	76
地方公共団体貸付金	_	52	52
雑件	94	37	132
歳 出 合 計	1,145	998	2,143

事委員会を作るためのものであり、第8号は人件費、物件費の節約を示すもの、第9号は北海道の石炭手当であった。これらの補正でも解決しない問題が 残されていた。補正予算の難関は財源にあった。公務員手当2.8ヵ月分の財源 捻出を国鉄運賃の値上げの繰上げで対処しようとした政府案に対して、衆議院 の予算委員会が反対の議決をし、予算を返上したので、片山内閣は総辞職し た。

22年5月成立以来23年2月総辞職まで、片山内閣は補正予算の作成とその財源捻出に追われたが、22年度の租税収入は停滞して、納入の遅れが目立っていたので、予算に計上した額の収入確保も危ぶまれる状況であった。その一つの現われが国庫金の不足であり、23年に入ってから、給与以外の支払の一時差止めの通達が出された。かくて、租税収入の確保のために、年度末の徴税はきわめてきついものとなった。世間から徴税攻勢とも非難された。

このような財政運営難と内閣の更迭で、23年度予算編成の作業は遅れ、新内閣と連合与党との調整難が拍車をかけて、予算の決定がのびのびとなった。そのために、23年度はこまぎれの暫定予算が、4月、5月、6月と続いた。

暫定予算はもともと暫定措置の予算であるから、その内容は政策的なものを加えることはできないはずである。しかし、23年度では、この暫定の条件を越える内容の費目がこの暫定予算に加えられた。六三制教育予算が増額計上され、水害対策費が計上された。水害対策費は22年度補正で計上されるはずであったのが、内閣更迭でその機を失っていたものである。

23年度の概算は3月末に大体決まっていたが、22年度の際と同様に、物価、給与の基本方針が決まっていなかった。その方針未定の下で一応歳出3,141億円、歳入3,050億円の案が作られた。この歳入不足分と価格改定に伴う物件費追加、価格調整費等を考慮すると、税制改正による歳入財源の確保が必要であった。それでも、その規模をどの程度とするかは、価格体系改定の基本が定まらなければならなかったので、政府内部での調整に時間がかかった。同様に、この物価と財政の調整は司令部内部でもなかなかまとまらなかった。

物価水準、給与水準の調整がまとまったところで、5月7日に経済閣僚懇談会で予算編成の基本条件を、給与ベース3,700円、消費者物価7割引上げ、鉄道料金3.5倍、通信料金4倍として、これをもとに予算案大綱3,733億円を閣議

決定して司令部交渉に移した。この案に対する司令部の追加項目を加えると、 財源の不足はますます大きくなって、政府は増税等の財源捻出策に追われた。 結局、酒の増税、タバコの値上げ、所得税の控除引上げの時期繰延べ、軍事公 債利払い停止等で、租税収入を当初計画より600億円増加して3,993億円の予算 大綱を5月27日の閣議で決定して、予算案にまとめ、6月8日に国会に提出し た。北村蔵相の財政演説は、これより早く6月4日に行われ、演説に先だっ て、5月29日に予算大綱が議員に手渡された。暫定予算続きで遅れていた予算 の審議を早めるための便法であった。

しかし、国会での予算審議は政党間の調整難でなかなか軌道に乗らなかった。連立内閣のために閣内の対立もあって、予算案は大きく修正された。修正は国会での修正という形をとらず、民主・社会・民主自由 3 党の修正決議によって政府が予算を組み替えて修正案を提出することにした。この修正決議も司令部の承認を得たものであった。修正については、当初、司令部の承認がとうてい得られないような事項が出て、その調整に政府は苦慮したが、司令部から予算案を早く成立させよとの指示もあって、この修正案の作成、審議に政府、国会が追われた。かくて、6月8日に予算案が提出されてから7月5日に参議院を通過するまで、初めは審議ははかどらなかったが、のちには急テンポで進められた。

23年度予算案の作成、審議の過程では、政府、政党、司令部の間で微妙なかけひきがあった。21年以降、司令部の指示は強化され、そのため国会の審議についても、政府から司令部の意向を伝えることで促進することができるようになったが、司令部は表向きは直接内政には干渉しない態度をとっていた。この司令部の絶対的権威が、22年度予算補正案の否決で23年2月に片山内閣が総辞職してからは、幾分後退したようにみられた。内閣の更迭に追い込むような指示は避けるべきであると解したものか、それまで政府が了解を求めても容易に承認されなかった事項の扱いも緩和された。そのために、政府も政党も、司令部に対して多少強気に出ることがあり、従来よりもかけひきがむずかしくなっ

たことが、この予算をめぐって示されたのであった。

事件で10月7日に総辞職して、19日には吉田内閣が成立した。新内閣は昭和電工事件で10月7日に総辞職して、19日には吉田内閣が成立した。新内閣は民主自由党単独内閣で、衆議院の議席の過半数に達しない与党勢力であったから、衆議院の解散は必至であった。ところが、11月9日に人事院が給与改定の勧告を出したことから、勧告無視の解散を避けるため、給与改定を先に済ませることで計画が進められたが、たまたま、公務員給与についての体制整備を司令部が企図していたこともあって、給与についての対司令部交渉は政府の意図どおりには進まなかった。結局、政府は勧告とは異なった5,330円ベースで予算を組んだが、国会で野党側の修正で勧告の6,307円ベースに変更された。実施についての財源不足は、時期の調整で補塡する苦肉の策がとられた。給与について、司令部は終始勧告案実施を強く求めた。かくて、公務員の給与は22年1月から逐次1,200円ベース、1,600円ベース、1,800円ベースに切り替えられて、それ以後、23年には4月に2,920円、7月に3,791円と変り、12月から6,307円へと引き上げられたのである。

第7-3表 昭和23年度予算

(単位:億円)

							当	初	補	正 分	合	計
租	税	及	印	紙	収	入		2,677		484		3,161
官当	英 及	官	有具	讨 産	収	入		1,007	}	35		1,042
雑			収			入		428		63		490
前	年月	隻 美	利 余	金	受	入		33		5		38
总	ŧ		入			t		4,145		587	10.2	4,731
重	要	i	経	費		計		3,593		554	1	4,148
内)終		戦	処	丑	E	費		926		145		1,071
賠	償	施	設	処	理	費		64	Δ	15		49
価		格	調	*	*	費	1	515		110		625
公		共	事	当	É	費		435		60		495
地	方	配	付 帮			金		392		101		493
政		府	出	Í	Ť	金		186		-		186
国			债			費	, ,	75		24		99
同	1	胞	31	封	3	費	1	52		-		52
小	学校	教具	給与	国庫	負担	金		87		11		98
新	制	中	学材	寒	施	費		45		5		49
生		活	保	證	E	費		74		16		90
政	府	事	業	再	建	費		398		16		414
船	舶	運	営	会	補	助		40		25		65
雑						件		551		32		584
	荿		出 台		合 計			4,145		587		4,731

第3節 傾斜生産の促進と物価政策



炭坑視察中の水谷商相

戦時補償打切りに よって経済復興のた めの資金対策の途が 絶たれたので、これ に代える方策として 復興金融金庫が設立 された。この復金の 活動で経済復興の資 金供給はかなり効果 を上げたが、その資 金調達方法の関係か



第56代大蔵大臣 栗栖赳夫

ら、インフレ助長に作用した。21年度には財政計画が大きく不均衡に組まれていたから、財政面からのインフレ助長は避けられなかったが、22年度には財政面からはインフレ要因は減殺されたものの、復金資金の調達がインフレ的性格を強くもっていたので、21年度に続いて物価の騰貴は顕著であった。このインフレ傾向を抑えるために復金活動を抑えることは、復金資金に期待する重点産業の生産促進の必要からみて、とうてい困難であった。

このようなインフレ傾向と復興資金供

給との矛盾について、石橋蔵相は多少のインフレはやむをえないものと考え、 強力な生産促進策こそが必要であると判断して、復金の活動を強調し、いわゆ る傾斜生産方式の確認で、石炭、鉄等の基礎物資の生産に重点をおき、資力を 傾注する必要を認めた。22年度予算編成に当っても、その編成方針の前文にこ の意図を記し、財政収支の均衡も24年度に得られればよいと考えていた。

21年2月の総合対策に際して3月に作った物価体系は、その後のインフレで大きく乱れていたので、22年7月に新物価体系が作られたが、体系として再編成しなければならないほどに個々の物価の変化がはげしく、戦前物価の65倍の安定帯に物価を収めるためには、多くの物価を無理にこの水準に変更しなければならない状況になっていた。そのために実際価格との開きの穴埋めに価格調整費が必要になった。物価を安定帯の水準に収めることが正常な経済運営に導くための必要基礎条件であるとの理解によるものであった。しかし、それは生産増強策そのものではなかったから、一方で復金の活動が必要であった。

新物価体系の設定は、一面上昇物価の追認でもあり、賃金水準の上昇をも認めたことであったから、既述のように、22年度予算の補正がこの物価と賃金とのために次々と加えられたが、結局、物価体系を守ることはできなかった。予算補正に追われ続けた栗栖蔵相は、石橋蔵相とは異なって、復金の活動によってインフレ傾向にあった状況にはむしろ悲観的で、11月の財政演説の冒頭で、わが国の経済状況はまさに空前の危機に直面していると説明した。

第4節 税制の整備と税務行政の諸問題

終戦によって財政の体制は戦時から平時に移り、さらに新憲法の制定で、財政運営方式が改められた。財務行政機構、予算制度等はこのような変化を示したが、租税については終戦によって大きく変更することはなかった。戦時中に増税に次ぐ増税で租税収入を多額にあげる体系が作られ、また戦時の臨時増税もあったが、戦後に財政需要が急減することもなく、また国民所得そのものも減退したので、増税の必要こそあれ、減税することは期待できなかった。

終戦直後の租税で最も特徴的なのが、財産税と戦時補償特別税であるが、これらは一度限りの臨時税であり、租税の体系として特に問題となるものではなかった。体系としての問題は、22年度予算編成にあたって、収支の均衡回復のための増収確保が求められたときに始まる。しかし、租税問題としては、21年の改正を看過することはできない。

20年中の物価の急上昇は、21年の税制についての特別の配慮を必要としていた。税制に手をつけないと、従量税についての負担は軽くなるとしても、所得税については負担が重くなり、ことに低所得者にその影響が大きかった。しかし、12月の議会解散の後で総選挙が遅れ、議会の召集も遅れたので、予算は不成立となり、税制改正の法律案を議会に提出することもできなくなった。それでも、現行法のままでの所得税負担はあまりにも公平を失するので、大蔵省は負担増加回避のため、法律によらず、緊急勅令によって所得税の改正をする方針を採った。憲法第70条によって、3月に勅令第128号で所得税法の一部が改正された。法律によらず、勅令による税法の改正はこれが初めてであった。

所得税法の改正は、3月の物価統制令による物価体系に即した物価上昇を配慮したもので、基礎控除、免税点の引上措置であった。 勅令による税法の改正であり、法律改正による組織的な大改正を図ったものでなかったことと、負担軽減措置であったこともあって、枢密院の審議も、とりわけてこの措置を不当

とする態度を示さなかった。この改正で、勤労所得の基礎控除は600円から2,400円に引き上げられ、不動産所得の免税点は150円から300円に引き上げられた。扶養家族控除も1人月2円から6円となり、総合所得課税の最低限の3,000円が1万円となった。この勅令による改正は第90議会で事後承諾された。

21年の税制については、第90議会および次の第91議会を通過した改正を付け加えなければならない。この改正での特色は、増加所得税の徴収と臨時利得税廃止による法人税法の改正とにある。所得税は、源泉徴収によるものを除いて前年実績を課税標準として課していたが、終戦後のインフレ過程では税収入が極端に小さくなるので、これを避けるため、課税標準を当年実績に改めることが望まれた。そこでその移行に伴う空白を埋めるために、21年所得の対20年比増加分を課税することにしたものであった。法人税の改正については、臨時利得税の廃止に対処して、法人所得を普通所得と超過所得の二本建として課税することにし、普通所得の税率を35%とした。昭和15年の法人税率18%のほぼ2倍にあたった。また超過税率は、従来の臨時利得税と同程度の収入を上げることをめどとして定められ、資本金額の8%を超える所得から課して、30%から50%に及ぶ高率であった。このように、税制面では総じて増徴を期した改正が





取引高税の証紙

行なわれたけれども、租税収入の実績 は不振であった。

22年の税制改正について記そう。21 年の税制改正は22年の改正を前提として行なわれたものであり、そのために大蔵省内に諮問機関として税制改革委員会(委員長苫米地義三)を設けて、戦後の税制を検討した。所得税についてみれば、当年分所得に課税するには、所得を見積もってあらかじめ納税する制度が必要であり、予定申告納税 制度に切り替える必要があった。この切替えに際して、従来の分類、総合の二本建を超過累進一本に改め、また有価証券の譲渡所得も一時所得として課税することに改められた。

22年の税制問題としては、昇進するインフレーション下における予定納税制度の採用に伴う徴税対策や、非戦災者特別税のことがあるが、徴税対策については後にゆずって、非戦災者特別税について一言しよう。22年には税収増加を期する改正が多かったが、非戦災者を対象としたのは、戦災という社会的な不安と負担を背負った人々に対する不権衡感覚を緩和する意図によったものであり、戦後の対策の性格の一端が示されたものであった。

22年の税制改正については、還付税等の地方委譲に触れる必要がある。地方 分与税制度の一環として採用された還付税制度は22年に廃止され、地租、家屋 税、営業税の3税は地方に委譲されたが、その際に入場税も地方税に移され、 地方財政の強化が図られた。

23年の税制問題は22年来の物価上昇に対処することにあったが、さらに22年の税収入の不振と23年度歳出の増大に対処する租税収入増加策とがあった。物価上昇に対応する所得税の改正では、かなり思いきった物価即応体制がとられて、控除額の引上げ、税率の調整が進められた。また所得税では、配当所得の税額控除15%が加えられた。従量税の改正は物価変動にはつきものであり、戦後酒税は毎年改正された。しかしその改正は物価上昇相当額の追認にとどまらず、種類によって異なった措置がとられている。清酒1級は20年に石1,245円であったのが、23年には3万3,000円と30倍近い増額となったが、焼酎はこの間、石570円から2万1,500円へと40倍近い増額となった。

租税収入増加策の代表は取引高税の創設である。かつて第一次世界大戦後の 財政困難に処して、欧州大陸諸国で売上税が採用され、きわめて高い実績をあ げたことを参考に、きわめて低い税率で相当額の税収をあげ、また物価その他 の経済情勢にも即応できる取引高税が採用されたのであったが、基本的な生活 必需物資を対象から外したことはよかったとしても、課税方法として印紙の貼 用をとったことが手数を多く要したので、国民の不評を買い、さらに戦後の混乱期において、その脱税の発覚は統制違反に問われ、さらに負担の重かった所得税や法人税の脱税にもつながるおそれもあって、歓迎されなかった。

ここで戦後の税務行政に触れておこう。戦時から戦後にかけて税務行政はいくつもの課題をかかえていた。戦時の増税は単に既存の租税の税率を高めたものではなく、租税の種類が増加し、課税方法が多様化したので、その合理的徴収を図る必要があった。そして戦後には経済の混乱のなかで財産税、戦時補償特別税、増加所得税、非戦災者特別税というような臨時の租税が加わり、被占領という特殊な環境のもとで税務行政が行われ、さらに、22年からは予定申告納税制度までが加わることになった。この間、戦時には軍事に職員を回し、その復員を待てずに、未熟の職員で新しい税務に立ち向かうことになったので、税務行政の円滑を期することが困難であった。円滑を欠いたことの一因には、米国の行政慣習とわが国のそれとの違いが、十分に司令部に理解されなかったことによる面もあった。

20、21年度の租税徴収の不振が財政面からのインフレ助長の一因と考えられるが、22年度以降については、司令部は財政収支の均衡に強い関心を示し、租税徴収の強化を督励した。22年度には、年度前半さらに年内の納税状況が不振であったことから、年度末近くの徴税が強化され、そのために賦課課税の復活だとも騒がれるほどであった。ことに申告に対する更正決定がきつすぎるとい



密造酒摘発の現場

うことで、納税者との間で多くのいざこざが起こった。このような状況は23年度についてもあった。23年度の場合は経済安定9原則の指示に基づくものであり、いわば絶対命令に近いものではあったが、徴税の強化は多くの国民の非難となった。しかし、一方で非常

に多くの脱税があり、ことに戦後の経済混乱に乗じたヤミ所得の把握はきわめて困難であったので、これらに対する措置の強化ということでやむをえない面もあった。納税促進には、一時、占領軍の軍政部が協力に出たが、税務の実際とわが国の生活に不慣れの軍人の介入はむしろ逆効果でもあった。税務の混乱はあったが、しかし、漸次米国式の徴収方法に移行する訓練がこの時期に積み上げられたので、後のシャウプ勧告税制の実施へ円滑に移行するに当ってプラスとなり、税務行政の合理化、民主化への基礎作りともなった。

また戦後の税務行政としては、酒税のことに触れなければならない。一つは 酒造米、酒造原料の確保であり、他の一つは密造酒対策である。密造酒は戦後 急増して、その取締りのための密造酒摘発が社会の不隠な雰囲気を作るほどに もなったが、このような密造酒の横行の大きな要因は戦時中からの酒造量の減 少にあった。食糧不足の事情から考えれば酒造量の減少は当然ともいえるが、 酒に対する需要が減ったわけではなかったから、大蔵省としては酒類の供給確 保の努力を続けた。戦前、平時には酒米は400万石といわれていたのが、19年 度85万石、20年度65万石の割当でしかなかった。戦後21年度は65万石の確保が 危ぶまれたのに、平時に復したこともあって酒の需要は急増していた。

このような需給事情のもとに密造酒が横行した。それはまた戦時の軍用アルコール製造の施設の転用による焼酎、合成ウイスキーの供給が増大したことも関連していた。たまたま密造ウイスキーからメチルアルコールが検出され、被害が占領軍兵士に及んだので、21年1月に有害飲食物等取締令(ポッダム勅令第52号)が公布され、これをきっかけに密造酒対策が積極化した。

最も効果的な密造酒対策は酒の供給量をふやすことにあったが、食糧事情、 米作の不振から、22年度の酒米はさらに半減し、23年度から漸増に転じる状況 であり、その他の原料獲得についても、期待にはほど遠い状況であった。いも の統制が外されたのは24年、麦はようやく27年に統制が外された。

酒については、もう一つ関係団体組織の変更がある。戦時中に作られた酒類 業団体法によって、酒の製造・販売についての団体の強制設立と業者の強制加

第5節 税関の再開

入が規定されていたが、戦後の経済民主化により、これらの強制と国の補助とが禁止されたので、22年に酒類業組合法を制定して、従来の統制組合的性格を同業組合的性格に改めたが、酒類業組合法に基づく酒造組合中央会や酒販組合中央会が閉鎖機関に指定され、同法の存在根拠が失われて、23年7月に同法を廃止した。その後は法的団体はなくなり、任意団体の酒造協会、酒販協会が作られた。

このような酒類団体の組織と関連して、実際の酒類の配給機構も変わった。 戦時に続いて、戦後もしばらくは大日本酒類販売株式会社が一手に酒(清酒、 合成清酒、焼酎)の卸売をしていた。ビール、果実酒、雑酒も同様の一手買取 機関があった。独占禁止法の制定で組織変更が必要になり、私的機関による統 制を避けるために、23年2月に酒類配給公団を作って買取り、販売を一手に扱ったが、公団は1年限りの組織であったから、その廃止後は、公団の機能にか わる卸売業者の免許制をとることになった。そして酒税は、加算税の形式で指 定卸から徴収することになった。

第5節 税関の再開

昭和18年11月に戦時体制強化で、税関が運輸通信省の海運総局に吸収され、 税関は大蔵省から離れたが、戦後、21年5月に、大蔵省管轄下で税関を再開す る司令部の指令が出て、6月から税関が開かれた。再開時の機構は6税関で、 長崎は門司の支署となったが、人員は約1,700人であった。

税関が大蔵省の所管として再開されるについては、大蔵省と運輸省との協議に対して司令部が判定を下したのではなく、税関についての司令部の調査に基づいて指令が出たものであった。税関再開に伴って、運輸省から施設が返還されたが、税関に必要な上屋、構内敷地等はこの返還施設外であった。大蔵省としてはそれらの返還交渉を進めたが、交渉結果を待つことよりも早く税関を開くことに主眼をおいて、指令の翌6月に税関を開いた。

税関再登場の当初は、司令部の管理下の政府貿易であり、貿易量も僅少で、 貿易の名に値するほどのものではなかった。貿易が始まれば、関税がそれに伴 うのは当然のことであって、それに応ずる体制が必要であったが、関税関係の 法規はすべて戦前のままを引き継ぎ、不備なものであった。物価の上昇一つを 考えても、それは明瞭であった。それでも被占領中のため、外国人の輸入物品 に対しては、関税も内国消費税も課税することは許されなかったので、事実 上、関税はなきに等しいものであった。しかし、関税関係法規の改正の検討は 進められた。

関税率の改正については、単に物価の上昇を考慮するという機械的な作業があるのではなかった。戦後の世界経済の復興再建についての方法は、多方面で検討が進められており、貿易、関税についても国際貿易機関憲章の草案がすでに作られ、各国の協議で関税の逓減の気運に向かっていたので、戦前の高率関税をそのまま復活することは許されない事情にあった。

第6節 公務員法制定と公務員給与

戦前にはとりわけて問題にならなかったが、戦後の条件変化で、いろいろな問題をもたらしたのが公務員の給与である。戦時中の多少の物価騰貴に対しては、家族手当とか戦時勤勉手当とか勤続手当とかで給与の不足分を補なう便法が取られ、戦後も、初めはこれらに臨時物価手当を加えるなどで臨機に対処されたが、物価の上昇が急速調になってからは、このような扱い方では間にあわなくなった。また、戦後は労働組合の組織化が進み、組合が活発に活動して、賃金要求がしだいに形を整え、21年に入ると、鉄道・通信関係を皮切りに官庁での給与追加の要求が高まり、越冬資金とか賞与とかの名目で、数ヵ月分の給与が支給されることになり、年末には臨時手当を出すという具合であった。このような給与についての資金手当は各省まちまちであった。

このような各省まちまちの場当り方法では、給与の組織がくずれるので、政府の給与について一元的運用を図る組織の必要が望まれたが、当時としては、この面倒な仕事を引き受ける官庁がなく、結局、大蔵省が引き受けて、21年6月に給与局が設置され、ここで給与についての統一的な機構を決めることになった。この統一機構の設定は対司令部の窓口を作ることでもあった。

給与局は、かねてから整理統一の準備が進められていた案をまとめて、当分変更の必要のないものとして7月案、600円ベースといわれる給与体系を作り、これを実施した。この給与体系は官庁組合の要求に即した内容のものであったから、特に組合が反対することはなかったが、それだけに、給与の組織としては従来と異なって生活給の性格が強く、給与の上下格差は著しく縮まったものになっていた。

しかし、物価の上昇はその後も続いたので、21年秋には官庁各組織から給与 改定の要求が出はじめ、組合も強腰になって、交渉の妥結には容易に応じない 傾向ができていた。このため、政府は年末手当によって当面の対策を図ろうと したが、司令部は米国の慣行にはないこの方式を容易に了解せず、給与問題は 難航した。一方、現業、教員側からの中央労働委員会への提訴で、年末手当2 ヵ月分と新年以降の給与ベースの倍加の裁定が年末近くに出たが、これが組合 の期待するものと離れた内容であったこともあって、22年に入ると、官庁組合 の活動が活発となり、2月1日のゼネスト実施計画に発展し、中労委の斡旋も 受け入れられなかった。

これに対して、内閣は900円ベースの計画で強硬態度を示したので、妥協は期待できなかった。結局、ゼネストは司令部の中止指令で実施されなかったものの、給与問題の粉糾は依然残った。この2月に、1月遡及で一応1,200円ベースで妥協が図られ、次いで新内閣のもとで、5月には1,600円ベースに改定された。さらに7月には、新物価体系の設定に準じて、1,800円ベースに引上げられた。

新しい憲法の実施によって、公務員の給与は法律で決める方針で計画が進められたが、組合との事前交渉が進捗しないままに年末近くになり、21年に続いて、年末手当の問題が生じた。すでに組合側は中労委に1,800円ベース改定の訴えを出していたので、社会党内閣は給与問題に積極的姿勢を示して、年末手当2.8ヵ月分支給を決めたけれども、その財源捻出策としての郵便料金、鉄道運賃引上げ案の国会審議でつまずいて、内閣は総辞職した。それでも、23年からの給与ベースは2,920円とする補正予算が年度末にまとまり、公務員給与法もようやく制定された。

このような給与についての再三の交渉が続けられた間にあって、政府は公務 員制度を確定することを企図して、早くから司令部と交渉を進めていたが、23 年になってようやくフーヴァー勧告案による職階制の法案が国会を通った。政 府のこのような体制固めに対して、官庁組合の要求は時を追って高まり、単に 給与問題だけでなく、予算、税制にまで要求を出すにいたった。

このような事態に対して、7月下旬に総指令官から書簡形式の命令が出され、公務員の団体交渉権の停止、政治活動の全面禁止が政令(ポッダム政令第

第7節 経済復興計画

201号)で規定された。このようにして、公務員給与は国会で決定されることになった。賃金交渉に代わって、人事院が給与についての勧告責任を持つことになり、その手始めが、10月に6,307円ベースの勧告となった。給与ベースは、この前に6月の価格体系改定で、2,920円から3,791円に引上げられていた。

このように、給与についての人事院の活動開始で給与局の仕事は軽減され、 給与局は給与課に縮小して、主計局に配属されることになった。

第7節 経済復興計画

22年の経済は、その方向においては復興再建への道をたどっていたが、現実には生産の増加としては現われず、物価の上昇ばかりが目立つという情勢であった。22年7月の新物価体系、1,800円給与ベースの決定も、月ならずしてその持続困難が明らかとなるほどであった。このようなインフレーションに対しては、だれもそれを正面から肯定するものはなかったが、そうかといって、これを一挙に鎮静させる施策を執ることもできない状況であった。しかし、それは政府に経済安定への意図がなかったということを示すものではない。少なくとも22年の後半からは、経済の方向において安定化を期待しうる要因は少しずつ見えはじめていたし、政府内部でも経済復興安定の計画が検討されはじめていた。このなかで経済安定本部が検討を進めた経済復興5ヵ年計画は、5年先の経済自立を目標としていたが、これに協力する形で、経済官庁の幹部が日銀



第57代大藏大臣 北村德太郎

を加えて協議検討を進めた対策は、その 後実施された安定政策と対比して注目す べきものであった。いわゆる中間安定計 画である。

中間安定計画は一挙に完全にインフレを止めることができなくても、とにかく 一応の安定を求めようという現実的意図 を示したものであるが、そこには、まず 少しでも経済を安定に近づけなければな らないとする配慮があった。この計画案 は何度も修正され、結局、実施されるこ とはなかったが、それまでの諸施策が 刻々の事態に追われていたのに対して、 そのような時期に将来の見通しを立てた計画案に沿って政策をとろうとした特色があり、国際情勢や経済状況の判断、見通しについては組織だったものであった。そしてそのような情勢判断のもとで、中間安定計画として何をねらうべきかが課題であった。基本的認識として、食糧不足が賃金騰貴をもたらし、それがインフレにつながると判断して、生活必需物資の確保でインフレを断ち切る基盤を作ることを基礎条件として、そのために必需物資の追加輸入を要請し、その実現を前提に総合的な安定計画が立てられ



第58代大蔵大臣 泉山三六

ていた。次に安定実施のプログラムを示そう。

計画実施には準備期間をおいて、実施時期を23年11月とし、第1期(約半年)はインフレの心理的要素を消滅させ、安定がくるという感じを国民に与えて、プローカーやヤミ金融等のインフレ寄食要因をなくすことをねらった。しかし、この場合の安定も急激に安定に移ることは避けようと考えられていた。第2期(約1年)では、生産の低下を覚悟のうえで企業の合理化を図ることを主眼とし、価格についても、国際水準への調整実施が計画されることになっていた。ここでは商品ごとの複数レートの是正が一つの課題であった。第3期では為替レートを設定し、経済統制をできるだけはずして、経済原則で動く経済の実現を期することとし、企業資産の再評価の実施も予定された。

以上のような計画が立てられたのは、23年の時点では経済復興が強調されていたものの、経済の安定を欠いているために生産阻害、労働不安があって、復興よりも安定に重点を移すことの必要が認識されたためであったが、さりとて安定恐慌による混乱は避けるべきだとの判断があった。しかしまた、このよう

な計画が進められていることが世間に知れると、それが労働運動を刺激する雰囲気でもあったので、この計画を政府案とするまでに多くの準備工作が必要であった。食糧輸入の促進、野党幹部との接触、外資導入推進グループへの説明、新聞等による理解の期待などであった。

このような準備工作を進めるについての一面の情勢は決して不利ではなかった。中間安定計画自体が安定への可能性を見通して立てられたのであったが、すでに23年3月に来日したドレーバー使節団が、わが国の経済の再建に深い関心を示した勧告(ジョンストン報告)を発表しており、米国の経済援助も強化されていた。また生産も漸次回復の程度を早め、資金需給面にも好転の兆候が示されていた。そして政府の意向も安定への度合いを強めていた。

それらの事情を伝えるものが、6月に行われた北村蔵相の財政演説であって、経済の現状の不安定を率直に認めながら、一方では前途への光明を見いだし、中間的安定への総合施策実施の意向を示している。もちろん、この演説は安定計画を具体的に取り上げたのではないが、そのような方向にあったことを公表したものであった。すでに5月末に、為替問題研究でヤング・ミッションが来日したが、食糧輸入を求めるについても経済安定が必要であり、日本に経済安定計画がないのかとの質問に対して、北村蔵相や水谷商相から一応の安定計画案が示されている。この計画検討は、23年10月に成立した吉田内閣の泉山蔵相のもとで続けられ、経済安定9原則の指令に対する政府の態度検討の基礎資料となった。

政府の公的な組織によって計画された中間安定計画ではなかったが、国際条件、国内条件がすでに経済の安定を期待する方向にあったなかで検討されたものであったことで、この計画検討は、その後のドッジ・ラインによる経済安定策実施に際しての無用の混乱を避け、政策効果を高めるのに役だった。しかし、また、この計画は被占領下にあった政府のとりうる計画の限度を示すものであった。